

京都市立芸術大学音楽学部・大学院音楽研究科施設使用に関する規程

(令和6年3月29日理事長決定)

(趣旨)

第1条 京都市立芸術大学音楽学部・大学院音楽研究科（以下「音楽学部等」という。）の別表に掲げる施設（以下「別表施設」という。）の使用については、この規程の定めるところによる。

(使用の目的)

第2条 別表施設は、次の各号に掲げる目的のために使用することができる。

- (1) 授業
- (2) 研究
- (3) 練習

2 前項の規定にかかわらず、事務局長が特に必要があると認める目的のために使用することができる。

(使用者の資格)

第3条 別表施設を使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 音楽学部等の教職員
- (2) 音楽学部等の学生
- (3) 事務局長が適当と認める者

(使用時間)

第4条 別表施設の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、事務局長は、使用時間を変更することがある。

(使用の申請)

第5条 第3条第1項第2号に掲げる者が、第2条第1項第3号に掲げる目的のために別表施設（練習室を除く。）を使用しようとするときは、音楽学部等施設使用許可申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に担当教員の承認を得たうえ、あらかじめ事務局長に提出しなければならない。なお、練習室を使用しようとするときには、担当教員の承認を省略することができる。

- 2 第3条第1項第3号に掲げる者が、第2条第2項に掲げる目的のために別表施設を使用しようとするときは、申請書に本学音楽学部長又は本学大学院音楽研究科長の承認を得たうえ、あらかじめ事務局長に提出しなければならない。

(電子申請)

第6条 前条第1項及び第2項の使用の申請は、当該申請をしようとする者の使用に係る電子計算機又は、携帯電話装置（以下「端末機」という。）を電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「学務システム」という。）を使用して行うことができる。ただし、事務局長が認めたものに限る。

- 2 前項の規定による申請（以下「電子申請」という。）をしようとする者は、端末機から次に掲げる事項を学務システムに入力することにより行うものとする。

- (1) 教室名（教室コード）
 - (2) 使用日
 - (3) 使用する時限及び時間
 - (4) 予約種別
 - (5) 申請者
 - (6) 利用人数
 - (7) 承認者
 - (8) 使用者及び利用目的
 - (9) 各号に定めるもののほか、事務局長が必要と認めるもの
- (使用の許可)

第7条 事務局長は、第5条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る使用を許可したときは、音楽学部等施設使用許可書（第2号様式）により、申請者に通知する。ただし、電子申請による使用の許可は、当該電子申請をした者に学務システムを使用して通知し、申請者が学務システムを使用して、許可の有無を確認するものとする。

- 2 事務局長は、前項の規程による使用について必要な条件を付することがあ

る。

(使用の条件)

第8条 別表施設使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 使用者は別表施設の設備及び備品を損なわないように、注意をもって使用すること。

(2) 施設使用許可書の注意事項及び使用条件

2 別表施設の使用に当たっては、公立大学法人京都市立芸術大学施設管理規程を遵守しなければならない。

(使用制限)

第9条 事務局長は、次の各号の一つに該当すると認めるときは、別表施設の使用を制限し、又は使用の許可を取り消すことがある。

(1) 使用者がこの規程又は許可の条件に違反したとき。

(2) 本学の運営に支障があると認めたとき。

(3) 本学が使用する必要が生じたとき。

(原状回復)

第10条 使用者は、別表施設の使用を終了し、又は使用の許可の取り消しを受けたときは、速やかに原状に復して事務局長の検査を受けなければならない。

(損害賠償)

第11条 使用者は、故意又は過失により別表施設又はその設備若しくは備品を滅失し、又は損傷したとき、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(事故の責任)

第12条 本学は、本学以外の者に使用を許可した別表施設の使用中に生じた一切の事故についてその責めを負わない。

(事務)

第13条 別表施設の使用に関する事務は、教務学生課において処理する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第1条関係）

- （1） 笠原記念アンサンブルホール（大合奏室）
- （2） 中合奏室
- （3） 小合奏室
- （4） 専門講義室1～4
- （5） 演習室A
- （6） B-001～008練習室、B-010練習室、B-102～104練習室、B-307～309練習室、
B-409～422練習室、B-427～433練習室、B-501～542練習室、B-606～611練習室

第1号様式（第5条関係）

音楽学部等施設使用許可申請書

(あて先) 京都市立芸術大学 事務局 長	年 月 日
	(申請者) 氏 名 _____ _____専攻_____回生 学籍番号_____
	電 話 () —

京都市立芸術大学音楽学部・大学院音楽研究科施設使用に関する規程第5条の規定により、使用の許可を申請します。	
使用する日時	月 日 から 月 日 まで 時 分 から 時 分 まで
使用する施設	
使用する目的 (詳細に記入すること)	
使用者氏名 (全 員)	
設備等の使用 (具体的に記入すること)	

[illegible]

音楽学部等施設使用許可書

(あて先)	年 月 日
申請者の氏名	京都市立芸術大学事務局長
様	(担当 印)

年 月 日申請のあった件については、下記の事項を厳守することを条件に、京都市立芸術大学音楽学部・大学院音楽研究科施設使用に関する規程第7条により使用を許可する。				
使用する日時	月 日 から 月 日 まで 時 分 から 時 分 まで			
使用する施設				
使用の目的				
注意事項	1 許可された目的以外に使用しないこと 2 使用者は、使用時間を厳守するとともに、退室時には確認項目について、必ずチェックすること。 3 使用時間や注意事項を守らなかったり、警備員の指示に従わなかったりした場合は、それ以降の使用を認めない。 4 本学が当該場所を使用する場合は、使用を取り消し又は中止させることがある。 5 この許可書は、使用終了後、D棟1階守衛室に返却すること。			
使用条件				
確認項目	窓 施 錠	電機器具(切)	ガス器具(切)	石油ストーブ消火
	湯沸器消火	消 灯	使用室扉施錠	
入室時間	時 分	退室時間	時 分	